

1. 議事日程（令和3年第1回北広島町議会臨時会）

令和3年3月24日  
午前10時開会  
於 議 場

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度北広島町一般会計補正予算(第8号))  |
| 日程第2  | 議案第26号 | 北広島町課設置条例の一部を改正する条例  |
| 日程第3  | 議案第27号 | 北広島町職員定数条例の一部を改正する条例   |
| 日程第4  | 議案第28号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第5  | 議案第29号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第6  | 議案第30号 | 北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例   |
| 日程第7  | 議案第31号 | 北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例  |
| 日程第8  | 議案第32号 | 北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例  |
| 日程第9  | 議案第33号 | 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  |
| 日程第10 | 議案第34号 | 北広島町独り親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例  |
| 日程第11 | 議案第35号 | 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例   |
| 日程第12 | 議案第36号 | 北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第13 | 議案第37号 | 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例   |
| 日程第14 | 議案第38号 | 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 日程第15 | 議案第39号 | 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第40号 | 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                |
| 日程第17 | 議案第41号 | 北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例   |
| 日程第18 | 議案第42号 | 北広島町給水条例の一部を改正する条例   |
| 日程第19 | 議案第43号 | 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第20 | 議案第44号 | 字の区域の変更について  |
| 日程第21 | 議案第45号 | 工事請負契約の変更について<br>(コアゾーン整備工事)   |
| 日程第22 | 議案第46号 | 工事請負契約の変更について<br>(北広島町立八重東小学校 屋根・外壁改修工事)   |
| 日程第23 | 議案第47号 | 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第9号)   |
| 日程第24 | 議案第48号 | 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)   |

|       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第25 | 議案第49号 | 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)    |
| 日程第26 | 議案第50号 | 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第27 | 議案第51号 | 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第3号)     |
| 日程第28 | 議案第52号 | 令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第2号)     |
| 日程第29 | 議案第53号 | 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算(第3号)      |
| 日程第30 | 議案第54号 | 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第31 | 議案第55号 | 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第32 | 議案第56号 | 令和2年度北広島町水道事業会計補正予算(第2号)       |
| 日程第33 | 議案第57号 | 令和3年度北広島町一般会計補正予算(第1号)         |

2. 出席議員は次のとおりである。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一  | 2番 伊藤立真  | 3番 敷本弘美  |
| 4番 中村忍   | 5番 佐々木正之 | 6番 山形しのぶ |
| 7番 美濃孝二  | 8番 梅尾泰文  | 9番 伊藤淳   |
| 10番 服部泰征 | 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |                |             |
|-------------|----------------|-------------|
| 町長 箕野博司     | 副町長 中原健        | 教育長 池田庄策    |
| 芸北支所長 清見宣正  | 大朝支所長 竹下秀樹     | 豊平支所長 細川敏樹  |
| 危機管理課長 野上正宏 | 総務課長 畑田正法      | 財政政策課長 植田優香 |
| 管財課長 高下雅史   | まちづくり推進課長 沼田真路 | 税務課長 矢部芳彦   |
| 町民課長 榎原ナギサ  | 福祉課長 芥川智成      | 保健課長 迫井一深   |
| 農林課長 宮地弥樹   | 商工観光課長 中川克也    | 建設課長 川手秀則   |
| 上下水道課長 砂田寿紀 | 消防長 日田靖成       | 学校教育課長 植田伸二 |
| 生涯学習課長 西村豊  | 会計管理者 畑田朱美     |             |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次      議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊 俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本臨時会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお採決では、起立なり挙手を求めますので、いずれの場合もはっきりと分かるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（湊 俊文） 日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第2、議案第26号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第26号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第27号 北広島町職員定数条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第3、議案第27号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第27号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第4、議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。
- 9番（伊藤 淳） 9番、伊藤 淳です。芸北財産区管理委員会と芸北財産区管理委員の年額の金額が日額に変わりました。こちらのほうが年額を日額でいくと4回分の費用にはなるんですが、こちらの実働日数ということで、年間どれぐらいの活動があるのか、活動として、皆さん集まる以外にも連絡等の手間もあると思うんですが、まず、集まる機会として皆さんの回数をお聞きいたします。
- 議長（湊 俊文） 芸北支所長。
- 芸北支所長（清見宣正） 芸北財産区の管理会の会議等の回数につきましては、年2回程度となっております。
- 議長（湊 俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤 淳） 年2回ということであると、今回日額が年額6万円から日額1万5000円ということ、4回分の費用に当たっているものが、言ってしまえば、実働年2回ということであると、これかなり低くなっているという見方もできるんですけども、この辺は芸北財産区として話し合われた結果かどうかお聞きします。
- 議長（湊 俊文） 芸北支所長。
- 芸北支所長（清見宣正） 近年の管理会の会議等の進む回数が減りまして、日額報酬が適当と判断しまして、現在の年額報酬4日分を4で割って出したものです。この管理会の報酬の見直しにつきましては、管理会の合意形成は得ております。以上です。
- 議長（湊 俊文） ほかに。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第29号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第5、議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤です。議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですけども、理由は、人事院規則の改正に伴うものとなっております。改正後の防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例にあります、職員が新型コロナウイルスから住民等の生命及び健康を保護するための作業であって、町長が定めるものに従事したときとある作業とは、具体的にどのような業務が想定されているのでしょうか。
- 議長（湊 俊文） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 新型コロナウイルスに関する作業のものでございますが、具体的には一番多いというか、想定されるものは、消防職員がコロナウイルスに感染されている者、あるいは疑われている者の搬送というものが一番大きなものであるし、これまでもあったものでございます。そのほかには検体の採取でありますとか、あるいは保健師による健康観察、あるいは疫学調査等、そういうものが想定をされております。
- 議長（湊 俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。内容については分かったんですが、これ、私の読み取り方が悪かったのかもしれないんですが、これ会計年度職員とか、そういった正規じゃない方にもこの金額は適用されると考えてよろしいですか。
- 議長（湊 俊文） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 作業的には、そこら辺は想定をしておりますけども、特殊勤務手当につきましては、会計年度任用職員についても特殊勤務手当というものはございますので、その中での対応は可能であると思っております。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第30号 北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第6、議案第30号、北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第30号、北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第7、議案第31号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。ちょっと教えてください。これ議案の43号と重なるかもしれないんですけど、例えば体育館施設とか利用する際の申込み方法、そういったのは特に変わるということはないんですよね、これによって。
- 議長（湊 俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 議案第43号とも重なりますので、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。利用方法については、これまでと変わりません。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。中村議員。
- 4番（中村 忍） 4番、中村です。25ページから29ページに示されております第8条の別表1については、先ほど服部議員のほうで申し上げましたが、議案の43号と重なっておって、そこに示されておって、表の中になくなっていてる本地地区プール、川迫地区プール、大朝体育館、大朝中学校夜間照明、八重東地区夜間照明、壬生地区夜間照明、本地地区夜間照明、川迫地区夜間照明が改正後の欄になくなってるのは、そのまま教育委員会の所管で残るといふふうに理解してよろしいでしょうか。また、議案集32ページから34ページに示されております第15条別表1を見ますと、蔵迫地区夜間照明が改正後の欄に記されておられません。これも同様に教育委員会の所管のほうに残るものだというふうに理解してよいのでしょうか。
- 議長（湊 俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） まず、1点目の小中学校等の運動場及び体育館等に関連します施設の利用についてが削除されているというところがございますが、こちら、議案第43号のほうで学校教育施設の開放、こちらの条例の中に盛り込んでおります。ただし、蔵迫の夜間照明、コミュニティ広場の夜間照明のこちらについてはちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。こちらの施設につきましては、令和2年の2月に地元のほうから夜間照明がちゃんとかないということがありまして調査をさせていただきました。そのところ、漏電をしております、点灯しない状況が判明をいたしました。また、水銀の安定器も腐敗が非常に進んでおります、落下する危険性がありました。3月の下旬に指定管理者と協議をさせていただきました、すぐに修繕ができないという説明をさせていただいたところです。そこで、安定器を撤去をさせていただいたところです。令和2年度から5年間の指定管理の協定書、こちらを締結する際に照明は使用できない、そういった理由から指定管理料に計上しないという協議

をさせていただきました。それ以降の照明の在り方につきましては、地元との協議はできておりませんが、このたび条例、こちらから廃止という形になります。提案をさせていただきましたが、地元に対しましては、引き続き協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（湊 俊文） 中村議員。

○4番（中村 忍） 今、漏電によって照明がつかなくなって、改修が難しいというような理由から使用できなくなりましたというご回答いただきました。そのほかの教育施設の中にも漏電をしている施設はあります。そこらについても即、この蔵迫地区と同様にならないようにご配慮、今後頂きますようお願いしまして、質問というか、お願いになりました。以上でございます。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） そのほかの体育施設、それから照明施設等についても非常に劣化が進んでおまして、地元のほうから、かなり要望もいただいているところでございます。その都度見積り等とりまして、修繕の計画については協議をしておりますが、なかなか優先順位をつけて改修を行っているところなんです。すぐに地元の方の要望に応えるというところには至っていないところです。これからも引き続き優先順位をつけながら改修の検討行ってきたいと思っております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。

美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。先ほどの質疑の中で、蔵迫地区の夜間照明について、地元とは協議をしていると。こういうことで使用できないということは合意されているようですが、今後引き続き地区と協議すると。将来にわたって。その協議の結果、ぜひ残してほしいという意思が強ければ、それは残すということで理解させていただいていいんでしょうか。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 先ほども申し上げましたように、なかなか町内にたくさんの施設がございます。なかなか全てを残すということにはできないと思いますが、ただし、完全に廃止というような協議はまだしておりません。ですから、今後も引き続き地元の方にご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 廃止の協議はしていないということじゃなくて、その廃止しないでほしいと、協議して合意に至らない場合は残るのか、条例を改めて、またもとに戻すのか。これについて聞いてるわけで、そこに答弁がなかったです。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現実問題として、これまでであった施設が劣化しまして使用できなくなった。それから、再度その照明器具を設置するということはなかなか難しいのではないかと。いうふうには思っております。ただし、地元の方とそこは協議をしながら、今後については説明はしっかりしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今後協議するということはあるんですが、復活されることがあるのかと聞いてるわけで。その優先順位を決めて、なかなかできないと、その理由について、3回目で、最後なんで明確にお答えください。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） なかなか復活できないというところがございますけど、町の財政的な事情もございます。それから北広島町には数多くの施設がございます。その中で、例えば各地域にあります大きい運動公園、そちらにつきましてもかなりの改修の必要な箇所はたくさんございます。そういった中で、町民の皆さんがどこを利用して様々な運動、それからスポーツ活動していただくかというのは、今後考えていかなければいけないというふうに思います。一番大きな理由は財政的な面、そういったところになると思います。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（湊 俊文） 挙手多数です。したがって、議案第31号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第32号 北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第8、議案第32号、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第32号、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第33号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第9、議案第33号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。昨日の全員協議会でも伺いましたが、答弁のなかったものや明確でない点がありましたので、再度確認します。県単位化以前の平成29年と比べて統一保険料になる令和5年には、1人当たり保険税年額は平均いくら引き上がるのか伺います。もう1点、国保税の納付額が県への納付金に足りなくなった場合は、基金を取り崩すと答えられました。しかし基金がなくなったらどうするのか、その2点を伺います。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 29年から6年までにいくら引き上がるかということですね。今のと

ころ、30年度の時点で、国保の年額が10万2831円でした。今の県が示す額は最終的に12万6220円ということになっております。差額が2万3,389円となります。基金の運用については、今後の保健事業等に充てるなど検討していくように思っております。県統一化までは、基金の運用を財源が足りない保険料が収納が悪かったら、そこに充てることもできますけども、それを行えないように収納対策をとりながら、基金は保健事業に充てていくという検討をしてみたいと思います。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ちょっとよく分からなかったんですけど、引き上がる金額は1人当たり2万3389円、これは分かりました。基金がなくなった場合どうするのかというのは、ちょっと対応分からなかったんですが、結局、国保税が支払えない方が増えて、高くなってですね。納付率が下がれば無理してでも支払っている人に対し、重い税率でさらに負担をかけることになるのではないかとということが心配されるんですが、そういうことはあるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 現時点では、平成30年度は実績によりますと、県が示す収納率は94.29%です。それに対して実績によりますと95%、令和元年度は、県が示す収納率は94.57%、実績によるものは94.82%で下回って、今のところおりません。先ほども言いましたけれども、下回ることがないように、収納対策をとってまいろうと思います。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 3回目なんで、平成30年度と令和元年度比べて収納率が下がったとか、若干あるんですが、ほとんど上がってないんですよ、最初の一、二年、三年は。昨日も言いましたように、資産割が下がった分、医療分とか含めた分が上がりますけど、1人当たりの平均額はそんなに変わってないんですよ。だから収納率は変わらないんだけど、これからなんですよ。これから2万円以上引き上がりますと、かなり負担になるということで心配をされるんですが、どうかということと。昨日も伺いましたが、県内どこでも同じ保険税で、公平にするという考えのもと行われますが、北広島町のような過疎地では、都市部のように医療機関も少なく、受けたくても受けられないという環境にあります。それでも公平と言えるのかという認識を伺います。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 県の単位化では、医療機関については、遠い近いがございますけれども、医療費水準を見ても格差はないとされております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑ありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。県で統一をされて、同じ税率で保険料になるんですから、保険料率になるんでしょうが、その金額がそれぞれの市町で徴収をできないと。不足を生じたという状況になったときに、収納努力をしていきます、限りなくしていきますというのは、関わり方として分かりますけども、そうは言うても、払うのに払にくい、払えるものがないというようなことが想定をされるわけでありまして。基金から繰り入れていくということはなかなか難しいのかなというふうに思います。そのところもう一度、基金全部いくらあって、基金から繰入れができるのかできないのかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

- 町民課長（榎原ナギサ） 激変緩和措置期間までは基金の繰入れができます。県単一になりましたは、それができないです。基金の額は、現時点で2億弱あります。
- 議長（湊 俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） ですから、基金という貯金があるうちは、それを使用して、県のほうにお支払いしていただけるんだよということでありますが、今の現在の基金が2億ということでありましたが、昨日聞いたのは違う、事業のことで答えられたんか知りませんが、7000万か8000万使って、あと2000万ぐらいしかないというのは、あれは保健課長おっしゃったのと違うんですね。あれは介護だね。あと2億ありますから、不足額というのをずっと支払いが可能になるという状況があるとすれば、何年も先まで、それこそ払える金額が支払いできる金額の中であれば、まだ当分はできるというふうに見込んでいいんですか。
- 議長（湊 俊文） 町民課長。
- 町民課長（榎原ナギサ） 先ほどもありますが基金につきましては、激変緩和措置、県単一化になってからは基金を運用することはできません。
- 議長（湊 俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。ちょっと分かりにくかったんですけど、結局今までは激変緩和措置というか、平成29年、統一化になるまでは基金から運用ができたけど、県統一化になった後は、基金の管理含めて全て県がするから、だから北広島町の基金は回せずに県が管理を運用していくから繰入れできないという考え方でいいですか。
- 議長（湊 俊文） 町民課長。
- 町民課長（榎原ナギサ） 北広島町が県単一化になって収納が悪かったときには、北広島町から県のほうに借入れというふうになって、今のある基金は激変緩和措置までは運用できますけども、それからはできません。
- 議長（湊 俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 基金からの繰入れとかは、町の基金とはまた別の運用されるということでもいいですか。
- 議長（湊 俊文） 町民課長。
- 町民課長（榎原ナギサ） はい。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第33号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対であるため討論します。この条例は、平成30年度からの県単位化に伴って、県内市町の保険料を統一させることを前提とし、6年間の激変緩和措置の4年目の国保税額を決める条例です。反対する理由は、度々指摘しておりますように、1つは、現在でも国保税が高すぎると悲鳴が上がっている中、県単位化により6年間で1人当たり約2万円、先ほどの説明では、2万3389円もの値上げは、町民の命と暮らしを脅かすものであると考えます。2つ目は、払えない人が増えると県への納付金が100%納められなくなり、資格証発行や差押えなど、徴収が強化されるとともに保険料率を上げざるを得なくなる悪循環を繰り返すことになるからです。3つ目は、北広島町の国保税は、県内で安いほうでしたが、統一保険料になると、1人当たり16%、県内で5番目の引上げになることです。4つ目は、元気づくり事業やジェネリック医薬品の普及など努力して医療費を減らしても北広島町の保険税に反映されな

い点です。5つ目は、そもそも医療機関が身近にあり、いつでも必要なときに受診できる都市部と違い、北広島町は産科がなく、耳鼻科や皮膚科、小児科も限られ、必要な診療を受けるため、交通費や時間がかかるなど、高い国保税を払っても医療環境が公平でないことです。このような問題点があるため、今、北広島町が行うべきことは、保険料の統一の県単位化でなく、市町の実情を踏まえた制度に見直すよう県に求めるべきです。にもかかわらず、統一保険料への県単位化を無条件に進めるこの条例には反対です。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、議案第33号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第34号 北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第10、議案第34号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第34号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第35号 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第11、議案第35号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第35号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第36号 北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第12、議案第36号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第36号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第37号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第13、議案第37号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。昨日の全協でも明らかになりましたが、北広島町の介護保険料は、現在県内一高い。そして来年度からの第8期においてもさらに引き上がり、引き続き県内一高い保険料となることが明らかとなりました。そこで、再度確認したいと思います。介護給付費準備基金から、あと年間700万円を繰り入れれば3年間は値上げしないで済むとのことだと考えます。しかし、基金の残りが少ないという説明がありました。しかし、この基金は町民が払った保険料が余った場合に積み立てたお金であり、保険料を引き上げないために使っても問題はないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 議長（湊 俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 基金につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、保険料の積み上げといったところでございますが、あと3年間で700万ずつということも考えられますが、今後、介護サービス給付費が見込みよりも急激に上昇したときに備えて、残りの基金は必要だと考えております。
- 議長（湊 俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今後のことを考えたら必要だということで、どうしても基金を繰り入れられないのであれば、一般会計からの繰入れをしてはどうかと。以前からも言っておりますが、これは法的に禁止されていないのではないかと。年間700万円を繰入れしてでも値上げを止めるという考えはないかどうか伺います。
- 議長（湊 俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 介護保険法のほうで、一般会計が負担します負担割合については定めがあるところでございますが、現在、第1段階から第3段階までの方の負担軽減のための繰入れを行っております。そのため、法定外繰入れは考えておりません。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第37号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。北広島町の介護保険料は県内で一番高く、来年度からの第8期

もまた県内一高い保険料になるとのことです。この間、国保税や後期医療保険料が引き上がり、その上、介護保険料も上がっては暮らしていきません。今高齢者は年金収入が上がらず、農業は赤字、自営業者もコロナ感染拡大で経営が厳しく、暮らしの厳しさがますます広がっています。介護施設を整備するので、保険料を上げざるを得ないとのことですが、今、介護利用料の対象者も1割から2割、3割へと負担が拡大しています。これでは利用したくても利用できなくなります。少しでもお年寄りの暮らしを守るため、今回の介護保険料の引上げはやめるべきです。質疑でも明らかになりましたが、一般会計からの繰入れは法的には禁止されておらず、わずか年間700万円を繰り入れれば、引き上げなくてもいいことは明らかです。苦しいときこそ行政は町民の命と暮らしを守るため力を尽くすべきであり、介護保険料を引き上げるこの条例には反対です。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊 俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、議案第37号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第38号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第14、議案第38号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第38号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第39号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第15、議案第39号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第39号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第40号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第16、議案第40号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第40号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第41号 北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第17、議案第41号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第41号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第42号 北広島町給水条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第18、議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第43号 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊 俊文） 日程第19、議案第43号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。少し料金の違いについて質問させていただきます。わかりやすい例としまして、240ページにあります運動場の夜間照明施設についてになります。八重小学校では1時間当たり1100円を、八重東小学校では30分当たり550円、壬生地区では1回当たり1000円とあります。本地小学校では、1時間当たり125円と、徴収の金額が非常に違いますが、こちらはグラウンドの広さ、または照明の数などによって違いがありますでしょうか。伺います。
- 議長（湊 俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） こちらの条例につきましては、旧町単位で分かれていたものを合併と同時に一つの条例になったものでございます。こちらの料金設定についてでございますけど、そちらの諸費用であるとか、そういったことを勘案しまして設定をされてきております。利用の料金につきまして、かなりの差はございますけど、そちらは、やはりこれまで諸費用とか電気料とか、そういったものを考慮して設定されてきたものでございます。
- 議長（湊 俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 諸費用等を見てということですが、これだけ大きな差があるということでしょうか。なかなかないんですが、それは照明の数、先ほど質問いたしましたけど、照明の数も関係しているということでもよろしいでしょうか。
- 議長（湊 俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） そういったことも考慮されての金額になっております。また、やはり地域の実態に応じて利用しやすさ、そういったことも含めて設定されているものだというふうに思います。金額についてかなりの差がありまして、これを統一するというのも必要かと

いうふうに考えましたけど、これまで、地域の中でこれだけの利用されてきたもの、これまでずっと同じこの料金でやってこられたというところを含めまして、この金額を条例のほうに上げさせていただいております。

○議長（湊 俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、利用しやすさということで金額を決めていますというふうになりますと、やはり安いほうが利用はしやすいというのは当たり前かと思えます。そうなりますと、今、コロナ禍で体育館のほう使うということに飛沫感染で躊躇される方もいらっしゃると思えます。また、コロナ禍によりまして、非常に運動不足というの也被言われていますので、グラウンドの夜間使用というのは非常に重要になってくると思えます。こちらは利用しやすさという面を考えるのであれば、全体的に金額を引き下げることが必要だったのではないかと思えますが、そちらのほうは考えにございませんでしたでしょうか。伺います。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 利用しやすさというところがございましたけど、やはり一定の費用負担、こちらについては必要だというふうに考えておりまして、利用料につきましては据え置いております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（湊 俊文） 挙手多数です。したがって、議案第43号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（湊 俊文） 日程第20、議案第44号、字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。字の区域の変更ということで、千代田地域の耕地部分が山林部分に字が変更になるよということですが、耕地部分の場合は、大体地積、国土調査のときに面積を測ってはつきり地積が出るんでありますが、山の場合は国土調査をしておりませんから、面積は昔の面積を平方メートル換算をした数字が多分載っているんだらうというふうに思うんですが、この字の変更することによって、地積はそれぞれの、もちろん字が変わりますから、場所は変わってなくても、その地積はどのようにになりますか。新たに測り直すということになるのか、その手続的なことをお聞きをしてみたいと思えます。

○議長（湊 俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 管財課でお答えいたします。現在、山の国土調査の方、進めている状況でございます。その中で、こういった耕地部と山に隣接する場所について相違があったということで調査をしております。その中で、山の面積につきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、山の談合図がもともとはベースでございますが、その精査をしながら、面積について

も実際に測量した成果と照らし合わせながら、面積については、今後、調査結果をもとに出していきたいというふうに考えております。すみません、答弁になってないかもしれませんが。

○議長（湊 俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） つまりは耕地部分のときには、面積を測って確定をして、登記所のほうに届出をしているということでありまして、今のは、山林部であるべきところがそうになってなかったんで、新たに、山林部の国土調査をする際に、新たに確認をして、面積を測って確定したものを新たに法務局へ届け出るといふような手続でいいんですか、お伺いしておきます。

○議長（湊 俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） はい。今後精査のほうしながら、字の区域の変更をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第44号、字の区域の変更については原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。11時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 06分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第45号 工事請負契約の変更について

○議長（湊 俊文） 日程第21、議案第45号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。中村議員。

○4番（中村 忍） 4番、中村 忍です。コアゾーンの整備工事変更内容について、昨日、説明資料いただきました。説明資料を拝見いたしますと、フェンスの設置、排水設備の設置、電柱の移設で1612万9300円が増額されるというふうに伺いました。フェンスの設置についてですが、どのようなフェンスになるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） フェンスの意匠についてご説明申し上げます。高さが2.2メートル、それで落ち着いたカラーにして、全体の広場の雰囲気、景観をよいものにしていこうというふうに考えております。

- 議長（湊 俊文） 中村議員。
- 4番（中村 忍） フェンスを設置される際に、芸北民俗芸能保存伝承館のステージとフェンスの隙間の関係ですが、この図を見ますと、ステージのぎりぎりまでフェンスがいつているように見えます。千代田まつり等行う際に、若干そこに隙間があったほうが運営がしやすいというふうな声もお伺いしております。その辺の位置関係についてお伺いいたします。
- 議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） ステージの利活用には支障のないような形で設置をさせていただきたいというふうに考えております。
- 議長（湊 俊文） 伊藤 淳議員。
- 9番（伊藤 淳） 9番、伊藤 淳です。今回こちら、先ほど同僚議員の言われたように、4つの点があるんですけども、芝の張り替えに関してお聞きいたします。こちら約2年ほど前だったと思います。こちらまちづくりセンターの工期が入る前に芝の張り替えに関して、今後工事の中で芝が傷ついて、後々芝の張り替えということはないですかということで全員協議会の中で聞いたんですけども、このまま流用するといった趣旨のことを答えていただきました。一字一句ということではちょっと覚えてないんですが、このまま流用するということで、芝の張り替えないということで私覚えていたんですけど、今回、芝の張り替えがあります。その変更に関して等の経緯をお聞きいたします。加えて、こちら仮の芝替えの工費、どれぐらい芝の張り替えだけでかかるのかをお聞きいたします。
- 議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） コアゾーンの当初設計にはそういったことが入ってなかったために、当時、その時点での全員協議会等でそのようなお答えをさせていただいたものというふうに思います。今回、センター工事及びコアゾーンの工事を施工する中で、設計数量以上に掘削土が発生をいたしました。そのために場外へ搬出し、残土処分をすることも検討させていただきましたが、関係者や関係団体などとセンター及び広場の使い方について協議を行う中で、広場については平面ではなく、多少起伏を設けたような形状にすることによって、子供たちが様々な遊び方が想像できたり、人々が集い、にぎわいを創出できるのではないかと、魅力が向上するのではないかとという提案等受けました。そういった提案踏まえて、残土を処分した場合と、場内でならして芝張りを行った際の事業費を比較させていただきました。その結果、場内で有効活用したほうが安価であるということがございましたので、今回の変更、芝張りということになった経緯でございます。事業費につきましては、直接工事費、諸経費見込んでおりませんが、290万円余りでございます。
- 議長（湊 俊文） 伊藤 淳議員。
- 9番（伊藤 淳） 計画の変更があったその旨は理解いたしました。子供たちの遊びの場ということも理解いたしました。ただ、工程監理として大分変わったようにも思います。盛土をしてという部分の掘削深度等あったんですけども、これはいつの時点で分かっていたことか、工程監理の中で分かっていたことじゃないかなと思うところがありまして、そこを改めてお聞きいたします。
- 議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 当初、場内で吸収できる数量というふうに思っておりましたが、広さが全体で1万1000平米でございます。それで土工事を行う箇所が約9000平米ご

ざいますので、例えば10センチアップダウンをしたとすれば、今回の数量ぐらいが出ます。したがって、そういったところで工期、センターの工事完了後もそういった形で出ましたし、今回のコアゾーンの工事をしている中でもそういった形の数量が出て、合計したらそれぐらい、今回の土量ぐらいになったということですので、いつの時点でという明確なところはございませんけども、工事を行っていく中で、そういった形の土量が出たというものでございます。

○議長（湊 俊文） 伊藤 淳議員。

○9番（伊藤 淳） 理解いたしました。工程監理、途中、ほかの工事のものもあった上でということで、掘削した際の土砂が多く出たというのがあったんですが、測量していて、かつ今の数字が出たのであれば、10センチ削るとか、そういった部分が当初の段階で分からなかったのかなという疑問が少々持ちまして、その点が、計画変更になったことは理解いたしますし、その上で、どうしても、この芝の張り替えが変わったところがありますので、そこをもう少し、今後につなげる部分等もあれば、今後こういった工事等が追加発生しないかどうか等もお聞きいたします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 当該工事につきましては、今回第1回の変更でございます。一応最終の精算ということになるかと思っておりますので、このコアゾーンの工事につきましては、今のところ変更については予定はしておりません。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。私もちょっと度々この工事の関係は言わせてもらっているんで、少し伺います。まず、この金額についてなんですが、初め契約した当初の金額があると思うんですけど、金額、それから追加工事、本体工事とかコアゾーンも含めて何回かあったと思うんですけど、追加工事がどのぐらいになったか、結局総額いくらぐらいになったのか、工事として。そのあたりちょっと伺いたいのと、そのうち公費から出る部分、町単費がどのぐらいになるのか、今もし分かれば、お伺いします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 当該工事の当初契約額につきましては9163万円でございます。それで今回変更額が1612万9300円ということでございますので、合計が1億775万9300円ということでございます。財源の内訳につきましては、国からの交付金でございます社会資本整備事業の補助金がこのうちの40%、それから合併特例債がこの40%を除いた60%のうちの95%でございます。したがって、単費部分につきましては、計算しますと約3%程度というふうに認識をしております。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけど、まちづくりセンター全体でどのぐらい結局かかったのか。というのも、議会の報告会とかでもこの金額言っていて、それから含めたら、町民の方にとっては全体の工事一連だと思っただけですね。そういった中で、結局全体工事でいくらかかかったのか。追加で結局合計いくらになったのか。そのあたりをちょっと伺いたかったんで、そのあたりがもし分かれば、今お伺いします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） コアゾーンとセンターの工事費につきましては、先ほどコア

ゾーンの金額申し上げましたけども、センター工事につきましては10億5502万1000円でございます。したがって、工事費の合計額、コアゾーンの工事とまちづくりセンターの建築工事費合わせまして11億6278万3000円でございます。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 若干上がっているということで、仕方のない面もあるんですけど、この工事、追加追加になったとき、先ほどちょっと聞きましたけど、その原因と、それから今後の対策、契約というのは結構大事で、例えば家を買いました、2,000万で買ったつもりが請求されたら2,500万だったというのは普通びっくりするので、そういった、今後どのように精査して、起こさないためというのがすごく大事になってくると思うので、やっぱり充当されるといっても、それも税金ですから、その辺を今後どんな対策をしていくのか、調査費も払っているわけですね、設計会社に。そういった、どの契約も含めてどのようにされるのか、もし、先ほどの答弁と違うところあればお伺いします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 事業費につきましては、しっかりと精査をして、真に必要な設計を行って、事業を今後実施していきたいというふうに考えております。

○議長（湊 俊文） ほかに。山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。2点伺います。まず、1点目です。今、コアゾーンの関係がございまして、これだけの変更による増額がございまして、先ほど張り芝について、290万余りありましたが、そのほか、もし詳細が分かりましたら、排水設備には幾ら、フェンスの設置には幾らという配分がもし分かりましたら、答弁いただきたいと思います。それからもう1点です。こちらはコアゾーン含めセンターも入りますので、もし、この議案とは違う部分がございまして、答弁がもしできない場合でしたら、答弁なしでも大丈夫です。先ほど課長の答弁の中で、意見の中で、皆さんから、こちらは少し傾斜をつけたほうが魅力があるという意見を取り入れたことによって、このように考えましたというふうに答弁がございました。今後も使用していく中で変更していく部分、また改良していくほうがいいという部分を皆さんの意見を聞きながら変更していくことがあると思います。そういったことというのがセンター内、コアゾーンでも行っていかれますでしょうか。以上2点伺います。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） まず、1点目でございますけども、電柱の移転につきましては約350万、それからフェンスの設置が270万、張り芝が290万、それから雨水排水が15万ということで、これ全て直接工事費でございます。使い方につきましては、令和3年度の予算にも提案をさせていただいておりますけども、使い方会議、運営委員会を継続的にやっていって、皆さん使いやすい施設と、そして集っていただける施設とすることを考えております。以上でございます。

○議長（湊 俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 1点目については承知いたしました。2点目についても、使いやすいという形で、運営会議の中で意見を取り入れて考えていきたいというのがございました。こちらすみません、少し意見にはなるんですが、そういった形で、今ぶれていない部分が非常にあると思うんです。使いやすさ、集っていただくためにというふうに、そのぶれていないという部分というのを中心に考えていただきまして、皆さんの意見を取り入れながら、このように考えて

いただきたいと思います。以上は意見ですので、答弁は結構です。

○議長（湊 俊文） ほかに。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。各議員からいろいろな方向から質問があるようがありますが、私は一貫して、議会の中で提案をされて、計画をしっかりとしながら説明をした中で、議論をして可決をしてきたことが、また変更というふうな形で議会に提案されて、その中身をまたやりとりをしながら、また可決をしていく。で、また次に。私はいつもこういう提案があるときに、余りにも変更が多いですが、この件については変更というのではないでしょうねというのを私は常に確認をしてきているというふうに思うんですが、それにしても余りにも多い。また、この次の議案の中でも同じことを言わせていただかにかいけんのありますが、余りにもこの議会というのをどういうふうに考えておられるのか、手続的にしなくてはならないからするんだよという、議会であってはならないんです、本当に信念をもって、何をするために、どういうふうに物事を積み上げてきて、結果がこれですと。この金額の範囲の中で、これだけの成果品をいついつまでに完成させてくださいというのがこの場だろうと思うんですよ。それが少したったら、期限までにできそうにないから、2か月の延伸をお願いします、金額も新たに加えなくてはならないものが出てきたから増額の変更をお願いします。これでは、もともと決まった議会、私たちも手を上げた、あるいは意見も言わせていただいたけれども、そのことは何ですか。あまりにもこのことが何度も重なってる。今私は、皆さんが議員が思っていることのまとめをしているんじゃないじゃありませんけども、その気持ちはどの議員にもあると思います。もう少し確たるものを持って、そして変更をしなくていいようなものを提案してください。トータル的に言いましたから、非常に難しいかもしれませんが、こういうこと、課長自身も言いたくはないと思います。心中は分かりますが、お答え願います。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 工事につきまして製品を購入するというものではございませんので、実際その工事を施工する中で様々な諸問題が発生をいたします。例えば掘削をする中で、やはりもう少し掘削をしなきゃいけないとか、そういった近隣の関係者の方からご意見いただいて、妥当であれば、そういったところを協議しながら変更していくということもございまして、どうしても真にやむを得ない部分について、変更をお願いさせていただいているものでございまして、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（湊 俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 工事をする場合に地質調査なり、いろいろな現状調査をされて物事は入るんだろうというふうに思いますし、その地質調査をしても、仮に掘ってみないと、水が出たり、地盤が軟らかかったり、そういうことがありますし、建物に関して崩してみたら、その中に有害物があつたよというふうな見えないものに、想定できないものは当然あると思います。その部分についても、これまでも変更申請みたいなものは当然ありましたから、やむを得ないという事例はありますが、今の事例が、課長言われたことに当たるというふうには思えません。もともと長い間宅地で使われていたものの場所にもものをつくるわけ、どれだけの土が残ってくるかというのは計算上の上でできたものであるわけです。ですから、予想できなかったという例には私は当たらないと思います。以上。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 様々な事情等もございまして、そういったところが発生し

て、業者等と協議させてもらって、妥当であるということで判断をして事業を進めておりますので、そういったところをご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（湊 俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 最後にしますけども、どこの業者さんが請け負われるのかというのをまず業者の選定が決まりまして、この事業してもらいますよということが出てきた場合、変更、プラスの場合もマイナスの場合もあるかもしれません。本来は、もう最初に契約をした金額で、その期日までにできるかできないかというのは、その業者さんが責任を持ってされるというのが私は社会の流れの常だろうというふうに私自身は思ってます。ただ、物事をしよつたら、増やしていかにゃならん、予算が足らんでというふうなことがあったにしても、ある分の中でやってもらうというのが私は不自然でない、自然な状態かなというふうに思いますが、そのことをしなかったら、どういうこと言いたいかというのと、とにかく安くても請け負うていたら、また増額することができる、その業者にまた請け負って、違う業者さんにするということになりませんから、一回落札をしたら、請け負ったら、次の段階に入れるという準備になるんじゃないんですかということが懸念するし、今までがそうであるというふうに思うわけです。だから慎重に、もう期日も変えられないけれども、数字も変わらないよ、責任持って、あなたの会社でやってよという流れが私は必要だろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 工事の発注につきましては、それぞれ入札をさせていただいて、実施をさせていただいております。その中で変更等、当然当初はその金額、契約金額で、その工期で実施していただくということで契約をしておりますが、やむを得ない状況等、天候とか、先ほど突発的なものとか、そういったものがありましたら、そういった変更契約をさせていただいておるものでございます。変更契約をするに当たっては、入札率等を考慮した上で変更契約をしておりますので、特に一度契約をして、契約が有利だというふうなことはない、そういったことはございません。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これだけの議員の皆さんから質疑が出るということは異常な事態だと思います。ちょっと伺います。この変更の工事、これは当初の仕様書、契約を結ぶ場合の仕様書にはなかったのか。今の答弁だとなかったように聞こえるんですけども、そうであるならば、令和2年度の当初予算で、コアゾーンの整備工事は1億5855万4000円で計上されています。しかし落札が9163万円で6割が落札率ですね。なぜ6割なのかと。それは発注者の側に責任が当然あると思うんですが、なぜ6割なのか、また仕様書にはなかったのかどうか伺います。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 当初予算の工事費につきましては、今回の工事だけではなくてほかの工事も含んでおりますので、この額となったものでございます。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうであるならば、改めて聞きますが、このコアゾーンの入札する前の予定額、もう終わったわけですから、当然ははっきりできると思うんですが、予定額はいくらだったのか。また、芝生の問題が言われていますけれども、かなり前から盛土されていたわけですね。昨年6月に工事契約が結ばれた以前の3月にもう山のようなようになったわけですよ。ですから、

発注する前には分かっていたんじゃないかと、どうするかは。期間があったと。それにもかかわらず、そのまま、あの状態で契約を結んだんじゃないかと思うんですが、いかがかと。3回しかできないので言うておきますけど、この処理地の議案の説明で、これとこれとこれをやりますから変更しますというだけだったんで、これじゃ、わからないから資料を求めたわけです。そうすると、全協で説明させてほしいということがありました。全協で説明した場合も時間がないですから、A4版1枚で質疑もできなかつた。そういうために、今日のような事態を招いているんじゃないかと思うわけです。説明が不十分ではなかつたのか、伺います。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 3月の時点で、発注前にわからなかつたのかということでございますけども、当初、外へ搬出をして、他の工事等への流用も検討できるのではないかとというふうに考えておりました。しかしながら、工事を進める中で、工事発注をし、先ほど申し上げましたとおり、様々な関係者の方と協議をする中で、そういった活用が考えられるだろうということに変更をかけたものでございます。全員協議会にすべきでなかつたのかということでございますけども、そういったわかりにくいというご意見をいただきましたので、説明をさせていただくこととさせてもらったものでございます。

○議長（湊 俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 予定価格についてですけども、今、手元に資料がありませんので、この議会までにはお答えさせていただきます。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） もうくどくは言いませんけれども、仕事をする場合には、なぜやるのかということをきちっと説明、事前にやるというのがまちづくり基本条例じゃなかつたですか、町長。全然やってないですよ。様々工事をすれば発生すると、いろいろと。協議をして変更すると。説明はしないで議会に出すと。これでは全く応援することはできなくなると、我々が。私はね。そういうことなんだけど、反省が全くないわけです、言われたからやりましたと。今後どうしますか、伺いましょう。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 必要があれば、必要に応じて説明をさせていただきます。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第45号、工事請負契約の変更について反対討論します。この工事は、まちづくりセンターに隣接する広場としてのコアゾーン整備の変更で、請負金額の18%にも上る1612万円もの増額です。追加工事が、なぜ当初契約に含まれなかつたのか理解できる説明がありませんでした。工事を進める中で決まると。例えば芝生の張り替えですが、工事契約を結ぶ昨年6月より前の3月には、工事中のまちづくりセンターとの間に大量の土砂が積み上げられており、契約時には搬出をするという予定であったと言いますが、その後、しないでやったほうがいい。様々説明されないことが起きています。また、雨水排水に問題があることは、千代田グラウンドを利用しても予想できなかったとは考えられません。結構じめじめしてました。今、財政が厳しいと町民の切実な要望さえ聞いてもらえない中で、工事請負金額の18%に当たる1612万円ものお金を追加する考えには納得できません。どうしても必要であるのならば、もっと早く議会に丁寧に説明をすべきです。今回、

先ほど言いましたが、条例提案時にほとんど説明がなかったため、資料を求めたところ、初めて全協で追加して説明が行われたようなことで、あらかじめ説明をすることがありませんでした。それについて、先ほどの質疑で聞きましたが、全く反省がありません。このようなことでは、この工事契約を認めることはできません。以上により、この工事契約の変更に反対をします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊 俊文） 討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、議案第45号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議案第46号 工事請負契約の変更について

○議長（湊 俊文） 日程第22、議案第46号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。まず、確認なのですが、工事の金額は変更がない、また今後もないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（湊 俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 金額でございますけれども、現在最終の確認をとっておりまして、若干170万程度増額の見込みでございます。以上です。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 170万増額ということで、それはいつぐらいに出てくるのかということと、もう1点、この工事が延びることによって、使ってる子供たち、これの使用に制限が生じてくることはないでしょうか。

○議長（湊 俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今回の工期の延長の理由でございますが、積雪により屋根瓦、屋根周りの施工が遅れたこと、気温の低下により、特に校舎の裏側の塗装の乾きが悪く、塗り直しなどが発生したことによるものでございます。現在では、その後順調に工事は進捗しております。児童等への影響はないものと考えております。金額につきまして今年度内には分かりまして、金額増加が必要ということであれば、専決により行わせていただきたいというふうに考えております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本でございます。先ほどの工事にも関係するわけですが、公共事業の請負工事におきまして、最大の遵守されなければいけないのが工事の工期でございます。きたひろネットの工期延長によって国からの補助金を返還したという苦い例もありますが、まず、この2か月にわたる工期延長、最初の工期がいつからいつまでだったのか存じ上げておりません。そういった内容と、今言われた冬季の積雪、また乾きの状況、これははっきり言って理由にはなりません。芸北地域でも積雪状況は鑑みながら請け負って、積雪が工期延長の理由

としては県は認めてくれておりません。よほどの大雪、よほどの災害でない限りは認められない。最初の工期が適切な工期であったか、また今回の2か月の工期延長というものが妥当であるか、そこら辺をお聞きします。

○議長（湊 俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 当初の工期は、令和2年の9月26日から令和3年3月26日でした。毎月、定期の工程会議等で進捗状況も我々確認をしておりました。それで2月時点で、当初90%までいくところが80%に落ち込みまして、そのことも当方確認をしております。現在、それからしっかりと工期についても短縮をとということもお願いもしておりましたが、2月の提案時点で、3月末はどうしても難しいということをお知らせをさせていただいて、今回やむを得ず延長のお願いをさせていただきました。大変申し訳ございません。現在、先ほども申しましたけれども、その後順調に回復しまして95%までいきました。早期に完成をしまして、児童の学習に影響のないように、今後取り組んでまいります。

○議長（湊 俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今説明がありましたように、やはりしっかりした工程会議をしながら、この遅れをどうやって取り戻していくのがいいんだろうかと。そういったこともしっかりしていけば、2か月も工期を延長するほどのことにはならないはずなんです。ですから、これは国土交通省の改正品確法にもうたってありますが、やはり品質の確保、これは当然大事です。それと併せ持って、今は技術者の労働環境、これも改善していくことが求められています。そうした中で、これ2か月延長したら職員の余分な仕事にも関わってまいります。そういったことも鑑みながら、やはり工期の設定、冬にやる工事というのは、どうしても建築工事では、コンクリート工事、モルタル工事、タイル工事とか吹きつけ工事、塗装工事、これは品質が極めて落ちるんです。低温になるから。そういったことも考えますと、もうちょっとこれは工期の発注を早くして、12月までには終わるような工期を設定する体制をとるべきだと私は思いました。そういったことも踏まえて、これからはそういったことはできるだけなくすように取り組んでもらいたいことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（湊 俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。今も課長が誠に申し訳ございませんという謝りの弁を申しいただきましたが、それを私は期待をするのではないんです。議員のほうも大事な議案をこの場で提案をされて、それなりの根拠をもって物事を進めるということ、ここで約束をされて、議決をされたものが何かのまた事情で、先ほどと同じ質疑になってきますけども、やはり自信を持ってやっていただきたい。ごめんなさいと言え、事が済むんじゃないんです。先ほど宮本議員が言いましたように、工期のこと、それから工程会議のことも含めて、そのことをしよりのいいんじゃない。いつまでにせないけんということを進めていくということ、本当に真剣に考えてもらわなきゃ、全てがずっていくんです。2か月ずれば、2か月いろんなことが、うわの仕事も増えるわけでありまして、また、2か月までせんでも、95%できとるんなら、4月30日でもいいんじゃないかという、そんな話にまでなるんです。だから、何でも相談に乗って、話を聞いて、工程会議の中で、もうちょっと延ばしてもらわなきゃできませんねというのを聞いておるがために、そちらのほうへずうっとスタンスが移っていくというようなことになりよるんじゃないかと思う。ですから、絶対これから先、そういうことがないようにという気持ちを町職員全員の方がそう思ってもらって、職務を遂行していただきたいというふ

うに思います。町長いかがですか。

○議長（湊 俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 当然、建設関係等については、それなりの仕様書、工期等を検討して発注するわけでありますので、それを守ってもらうというのが前提であろうと思います。それに向けて、改善できるところはしていかなければならないと思いますけども、やむを得ず、工事始めた中で、見えなかったものが見えてくるというようなことも発生すると思います。そうしたものはお許しを頂かにかいけんというふうに思いますけども、そういうことは少なくなるように、当然努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（湊 俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形でございます。1点ほど伺います。こちら工期が伸びたということも大変なことなんですが、この4月に工事をしているということもとても重要だと思うんです。子供たちにとって入学をして、1年生にとっては初めての小学校生活になります。そういったことについて、4月に工事を行うという大変さをこちらの請負者のほうにもしっかりと伝えておりますでしょうか、1点伺います。

○議長（湊 俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 当然、学校新学期に入りますので、影響ないようにということはしっかりとお伝えしております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（湊 俊文） 挙手多数です。したがって、議案第46号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。13時から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第47号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（湊 俊文） 日程第23、議案第47号、令和2年度北広島町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤 淳議員。

○9番（伊藤 淳） 9番、伊藤 淳です。一般会計補正予算について何点かお聞きいたします。

まず、歳出6ページ、主要施策の一覧の中にもあります行政IT化のための環境整備ということで800万あります。こちらリモートワーク、ウェブ会議等、コロナにおいても行政IT化の必要な資機材の導入経費とありますが、どのようなものが必要な資機材か、内容をお聞きます。もう3点あります。32ページの中山間地域等直接支払交付金の減の理由。38ページの有害鳥獣捕獲報償金の増、64ページの芸北運動公園工事請負費の減、こちらちょっと額が大きい、5466万とありましたので、合わせて4点をお伺いいたします。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目の6ページ、情報化推進事業800万円の補正でございます。これは、コロナに対応するための主に電算機器でございます。内容的にはパソコン、分散勤務用のPHS電話、あるいはウェブカメラ、スピーカー等々でございます。台数もありますので、額的には800万ということでございます。

○議長（湊 俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 2点目の中山間直接支払制度の減の理由でございますけれども、当初予算におきましては、今年度から5期の見直しということで、当初予算におきましては152協定を全て10割単価で行うように予算を計上しておりましたけれども、実際の協定の取組の話をしていく中で、96組織が10割協定ということになりまして、残りの分につきましては8割の協定ということになりましたので、その減額であります約2800万円相当、3月補正で減額している状況でございます。以上です。

○議長（湊 俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 芸北海洋センターの維持修繕工事の請負額5465万7000円の減についてですけれども、主には、のり面復旧工事の調整地内の土砂の再利用ということで減額をしております。あとは電気設備工事、営繕復旧工事の執行残の減ということとなっております。以上です。

○議長（湊 俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 38ページの有害鳥獣報償費等の増でございますけれども、これにつきましては、捕獲頭数の増を見込んで増額の補正予算を計上させてもらっております。ちなみに3月15日現在の主立ったものでございますけれども、イノシシにつきましては1734頭、昨年度が824頭でございますので、約900頭の増の状況でございます。それからシカにつきましては886頭、昨年度が824頭でございますから、約60頭ぐらいの増を捕獲している状況でございます。今後、まだもう1週間ぐらいの時期がありますけど、そちらの数字を見込みまして、不足額であります約600万円相当をこのたび補正予算計上させてもらっているところでございます。以上です。

○議長（湊 俊文） ほかに。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳入の10ページ、今回の第3次新型コロナ臨時交付金は3億1335万円とのこと。令和2年度のこれまでの第1次、第2次合わせると5912万だと思います。合わせて8億2247万円になるのではないかと思います。間違いないでしょうか。

○議長（湊 俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 今、美濃議員おっしゃいましたように、1次、2次、3次合わせると8億2247万8000円で間違いございません。

- 議長（湊 俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） これまでの今言われた臨時交付金を光ファイバー整備に合計6億520万円を充当すると思うんですが、間違いはないでしょうか。
- 議長（湊 俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） はい、間違いございません。
- 議長（湊 俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 歳出の46ページです。千代田インターチェンジ前トイレ解体工事請負費391万円が減額になっています。解体工事をするということで、ちょっと金額忘れたんで、なぜ減額なのか。その上で、この解体については、お年寄りや病気を持っている方から、トイレが近く悩んでおられるという話をよく聞きます。ですから、今のトイレを廃止しないで、バス停近くに設置してほしいという要望があるのですが、どのような検討されておられるでしょうか、伺います。
- 議長（湊 俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 千代田インターチェンジ前のトイレの解体につきましては、現在インターチェンジに必要なトイレのあり方についてネクスコさんと協議中でございます。今のトイレにつきましては、上下水道がそちらのほうに配置されているということですので、それを活用して、インターチェンジのトイレ、それからバス停の利用者のトイレとして活用できるかどうかということについて現在検討、協議をしておる段階でございます。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑ありますか。服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。まず、歳入のほうで18ページ、一番上、土地売払収入、これどちらか伺いたいのと、それから20ページ、雑入の一番下の雑入、これどんなものがあるのか、この2点まず伺います。
- 議長（湊 俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） まず、20ページの雑入でございますけども、そのうち農林課分につきましては130万5000円ございます。これにつきましては多面的機能支払交付金の返還金でございます。主な理由としましては、農地転用等におきまして、協定用農地の変更に生じたために国、県、町の返還金をしているものでございます。以上でございます。
- 議長（湊 俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 18ページの土地売払収入でございます。これは、町有地の未利用地の売却による収入でございます。以上です。
- 議長（湊 俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 町有地の売却、大体どの辺とか、もしお答えできればそのあたり伺いたいんですが。
- 議長（湊 俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 千代田地域の壬生地区でございます。
- 議長（湊 俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 雑入のところでございますけど、スポーツ振興くじの助成金をマイナス74万8000円したものでございます。これはホストタウン事業のほうで、スポーツ振興くじの助成金をいただく予定でありましたが、事業ができなかったことによりまして減額の補正をするものでございます。

- 議長（湊 俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 土地のほうは壬生ということで、また雑入も多面的の返還ということで、歳出なんですけど、9款消防費、54ページ、その1項4目の北広島町行政情報配信システムの委託料の減というのは、これはどのシステムが減になったのか、ちょっとその辺を少し詳しく教えていただければと思います。
- 議長（湊 俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） システムの構築委託料として減となっております。きたひろ情報アプリの導入費、これプロポーザルをしまして減となっております。以上です。
- 議長（湊 俊文） ほかに。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第47号、令和2年度一般会計補正予算（第9号）に対して反対討論を行います。この予算には、国の第3次補正予算による新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金3億1335万円が含まれています。これまで3次にわたって国から交付された8億2247万円のうち光ファイバーに7割以上の6億520万円も使われているのです。それでは、新型コロナウイルス対策はもう十分行われており、もう必要ないのか。とんでもありません。1年以上にわたるコロナ感染により飲食業や観光業、輸送業等の事業者や従業員の収入が大きく減り、いつ終わるか分からない事態の中で、命と暮らし、営業への不安が続いています。やるべきことは、まだまだたくさんあるのです。内閣府の臨時交付金の活用が可能な事業例を見ますとたくさんありますが、その一部を紹介します。事業者に対する公共料金補助や上下水道料金の負担軽減、観光関連産業等への経営支援、地域の公共交通の維持・確保、低所得者のための就学援助、公立社会体育施設、文化施設等における使用料の減免、農産物の次期作に必要な種苗購入等支援、住宅ローン返済猶予に関する金融機関に対する支援、移動販売等で外出できない高齢者等へのケアに必要な物流整備支援、レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進、地元農産物を利用した6次産業化商品開発支援、中小企業の生産性向上、販路開発支援等々、挙げれば切りがありません。1年以上も長引き、いつ終わるか分からないコロナ感染拡大の中で、町民も事業者も大変厳しい状況におかれています。少なくとも国の臨時交付金は町民の命と暮らし、営業を守るために優先的に活用すべきと考えます。しかし7割以上も光ファイバーに使う、この補正予算にはとても賛成できません。以上の使い方について、議員各位の皆さんのご賛同をお願いします。
- 議長（湊 俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、議案第47号、令和2年度北広島町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第48号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（湊 俊文） 日程第24、議案第48号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正

予算第4号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第48号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第49号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊 俊文） 日程第25、議案第49号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第49号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第50号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊 俊文） 日程第26、議案第50号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第50号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第51号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊 俊文） 日程第27、議案第51号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第51号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第52号 令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊 俊文） 日程第28、議案第52号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第52号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第53号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊 俊文） 日程第29、議案第53号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第53号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第54号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（湊 俊文） 日程第30、議案第54号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳入の4ページ、過疎対策事業債が7億1900万円の減、情報通信基盤整備事業補助金が2億7772万円の増額、議案提案時にも若干説明は受けたと思いますが、もう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか、なぜなのか、お願いします。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 歳入の財源内訳の話になろうかと思います。このFTTH化事業につき

ましては、昨年7月の臨時議会で補正をいただいて予算化したものであります。そのときの補助金総額が11億3400万円、そのうち過疎債を8億6900万円ということで予算化しておりましたが、コロナの交付金、あるいは県の補助金を充てるということで、過疎債充当を8億6900万円から1億5000万円とし、7億1900万円を減額するものでございます。7款の県支出金につきましては、新たに県の補助金、情報通信基盤整備事業補助金でございますけれども、これが予算化できましたので、補助金としてつきましたので、2億7772万1000円ほど新たに追加するものでございます。

○議長（湊 俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次に歳出の2ページですが、FTTH化事業費補助金が1億円減となって、説明では、プロポーザルの結果とのことでしたが、ちょっとどういうことなのか、プロポーザルがどういうふうになったのか、お聞かせください。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） このFTTH化事業費補助金でございますけれども、先ほど申し上げましたように、昨年7月の補正で、この補助金を11億3400万円で予算化させていただきました。その予算をもとにこの事業を執行する事業者を選定するプロポーザルを行いました。その結果、選定された事業者の事業費等を整理いたしまして、それに対する補助金が予算よりも1億円少なくて済んだということでございます。

○議長（湊 俊文） ほかに。服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。同じく歳出の2ページで、伝送路保守委託料として、これは増えているのは新規加入とか移転が増えたということは伺ったんですが、これは、今度やり方が変わって、幹線から今度同軸ケーブルではなくて、光を直接入れるということで、ただ、この工事は相変わらず同軸の工事なんですよ。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現行のきたひろネットへの加入の工事でありますので、同軸での引込みでございます。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ということは、この同軸は、今工事増やしてますけど、ただ、この人らは、また変わったときは、また変える必要があるということですか。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） そのとおりです。同軸ケーブルで今は引き込んでおりますけれども、光化になったときには光ケーブルを引き込むことになります。現在、新規加入が多いということは、防災行政無線の廃止に伴い、きたひろネットへの加入ということも促進しておりますので、その関係で加入者が増えて、今みたいな同軸ケーブルで引き込んで、1年先以上にまた光に切り替えるというふうな状況になってくるということでございます。

○議長（湊 俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これ難しいかもしれないですけど、この工事が要らなくなるように、今一緒に引いておくみたいなことは難しいということですか。二重の工事やらないような形というのは。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） その点につきましては、効率化ということで検討もしたところでござい

ますけども、まだ幹線の光ケーブル全て引いているわけではなくて、実際の工事は令和3年度から始まります。基本的な光ケーブルの敷設が進んでおりませんので、なかなかそこは難しいということでございます。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。

議案第54号、情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号の反対討論を行います。

光ファイバー整備に反対するものではありませんが、一般会計補正予算の反対討論でも述べましたように、新型コロナ対策のための第1次、第2次、第3次の臨時交付金8億2247万円の74%もの6億520万円もつぎ込むことにはとても賛成できません。どうしても必要というなら、町民が納得できるよう、事前に分かりやすく、しっかり説明すべきです。それがないため、この補正予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊 俊文） 討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、議案第54号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第55号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊 俊文） 日程第31、議案第55号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第55号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第56号 令和2年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（湊 俊文） 日程第32、議案第56号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。1つ伺います。給水収益が3000万円減額とのことですが、その理由はどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（湊 俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 給水収益の減額でございますが、料金改定をしたということが平成

31年度ありまして、見込みを多少多く見ておりました。それと多少コロナの関係で減収になっているということがございますので、実績に近い形に補正したものでございます。

- 議長（湊 俊文） ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第56号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議案第57号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

- 議長（湊 俊文） 日程第33、議案第57号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。昨日の全員協議会で新型コロナウイルスワクチンの体制等ご説明をお受けいたしました。取組の経過として、この3月11日から医療従事者等対象の優先接種が開始をされておりますが、例えば救急搬送する消防職員とかというのは、この医療従事者等の中には入っているのでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（湊 俊文） 消防長。
- 消防長（日田靖成） 救急隊員も医療従事者等の中に入っております。
- 議長（湊 俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） このワクチン接種は、もう済みましたでしょうか、これからでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊 俊文） 消防長。
- 消防長（日田靖成） ワクチン接種につきましては、順次第1回目終了しております。ただ、千代田地域の職員に限り終了しております。あと大朝、豊平については、まだ未定となっております。以上です。
- 議長（湊 俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（湊 俊文） 挙手全員です。したがって、議案第57号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。副町長より発言の申入れがありますので、これを許します。副町長。
- 副町長（中原 健） 本会議の場で発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。未熟な自分を少しずつ成長させていただいた議会の皆様をはじめ町民の皆様には感謝申し上げます。特に議会の皆様とはいろいろな機会に議論をさせていただき、もっと頑張れと叱咤激励をいただくことが多くありましたことが印象に残っております。平成から令和へと変わる中、新型コロナウイルスというとてつもないものと闘う中、世の中がすごい速さで変わっているこ

とに気づかされました。そんなとき、財政厳しき中でもいろいろとアイデアを出しながら、がむしゃらに前に進もうと、もがいてくれた職員に称賛の拍手を送りたいと思います。このたび、後任に選任された副町長や新たな組織の中で管理職を務められる課長様をはじめ、職員一同にバトンを渡せることを喜びと思っております。今後、北広島町がますます安全・安心な住みたいと思ってもらえる町になりますよう祈念をしております。本当に4年間ありがとうございました。

○議長（湊 俊文） 以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。皆様、大変ご苦勞さまでした。令和3年第1回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~